

# 第9回 総務建設常任委員会

開催日	令和3年12月9日（木曜日）	
開催場所	粕屋町役場 3F 31会議室	
開催時間	9:25～12:13	
出席者	議員	末若委員長・杉野副委員長・山脇委員・川口委員・安藤委員・ 鞭馬委員・案浦委員・田代委員
	事務局	山田主幹
	担当課	箱田町長・吉武副町長 ※冒頭挨拶のみ 総務部（山野部長） 協働のまちづくり課（豊福課長・高榎主幹） 総務課（堺課長・田中主幹） 都市政策部（山本部長） 道路環境整備課（安松課長・渋田主幹） 都市計画課（田代課長・岩崎主幹）
欠席者	なし	
	<p>付議事項</p> <p>1) 議案第68号 粕屋町消防団条例の一部を改正する条例について 消防団の処遇改善を図り、報酬の支給を行うため所要の整備を行うもの。併せて服務宣誓書のはんこレス化への対応と文言の整理を行うもの。</p> <p>詳細は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・年額報酬 団長 196,000円⇒204,500円 副団長 134,000円⇒142,500円 分団長 88,000円⇒96,500円 班長 36,000円⇒44,500円 団員 28,000円⇒36,500円</li><li>・出勤報酬 災害・捜索 3,000円⇒8,000円 1日（4時間以上） 災害・捜索 3,000円⇒4,000円 1日（4時間未満） 式典・訓練・警戒・啓発 3,000円 1日（前は1回につき）</li></ul> <p>審査 （質疑）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・各階級共8,500円上がっている。一律に上げた基準は。また、近隣の山間部がある町と状況が違うが、それと比較してどういう状況か。 ⇒基準について国から示されているのは団員のみ。団員のみ増額すると班長を上回る。また、近隣他市町と協議をし、糟屋地区で統一し決定した。</li></ul>	

- ・各階級の団員に対する報酬の比率、係数はあるのか。  
⇒係数はない。
- ・基準は明確にしておく必要があるのでは。簡易すぎ、明快な根拠が得られない。縦分けの根拠が必要。また、近隣町には山があり状況が違うのでは。今後近隣との協議の中で明確にしていきたい。  
⇒糟屋地区で協議する会議体ができているので、今後会議の際に意見として述べていきたい。
- ・出勤報酬の1日の基準は8時間が基準なのか。  
⇒1日の中で4時間以上であれば、時間に関係なく8,000円。
- ・消防の任務は危険を伴う。8時間8,000円でいいのか。他に手立ではないのか。また、現場が長くなった時の団員のローテーションなども含め、どうなのか。  
⇒これまでは時間にかかわらず1回につきいくらという手当。今回は災害であれば1日8,000円、日を跨げば2日分となる。ローテーションしたとしても1回でなく、出勤した日数分の報酬を支払う。
- ・出勤報酬も糟屋地区で統一か。  
⇒金額については、糟屋地区で統一しているが、運用で異なる点として、4時間未満を半額にするかという点では差がある。
- ・別表2は新しく新設されたのか。  
⇒新設でなく、以前はすべて1回3,000円であったものを細分化している。
- ・従来からすると相当改善されているが、出勤報酬の4時間のカウンターの開始と終わりはどこで決めるのか。また、日常の点検整備などはどこに区分されるのか。  
⇒開始、終了については現在消防団と協議中であるが、指令が出た時点から解散までと考えている。日常の点検等は年額報酬の一環と考えており、出勤報酬にはカウントしない方向で考えている。
- ・報酬、費用弁償は個人口座に振り込むということだが、開始はいつからか。各個人の活動記録は分団長がまとめて報告するのか。  
⇒個人への振り込みは令和4年度分から実施する。活動記録については、基本的には分団長から数か月単位で報告するか、SNS等を用い電子的な記録で提出するか、消防団と協議中。
- ・実際の現場は、全員が最初から揃うわけではなく、遅れてきたり、早退したりがあるため、4時間の規定があいまいになる。町民に疑問を持たれないよう対応を検討していきたい。

(議員間討議)

- ・旧報酬で、団長は団員の7倍。このような比率に基づく決め方がスムーズ。比率で示すべき。また、近隣市町とは山が無いなど、報酬等に差があってもよい。それも含め根拠があるべき。よく協議をしてほしい。
- ・今までの金額を決めた経緯が分からない。消防団は地域防災に必要な存在。今の報酬がそもそもあっているのか、安いのではないのか。今

後、検証の必要がある。

・団長は年間 120 日の出動。支給の対象にならないものを含め 150 日ほど出ることになるので、この金額では少ないと思う。しかし、団員は使命感でがんばっており、団員は金額に関して、あまり考えてはいない。

・確かに報酬は安いと思う。特に団長、副団長は出動日数が多いので。しかし、団幹部の皆さんは言われたい。むしろ、団員を上げてやってほしいと言われると思う。団員は報酬が安く、確保も今は難しいので、年額報酬というより、1 回あたりの出動報酬を上げてほしい。またもっと細分化してほしい。夜中に出てその日の夕方までかかるような災害もある。実際に出動した団員に手厚くしていただきたい。

(討論)

無し。

(採決)

全員賛成で原案どおり可決。

2) 議案第 69 号 粕屋町特定個人情報保護条例及び粕屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び 特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

デジタル庁設置法に伴い、保有特定情報の提供先等への通知先が総務大臣から内閣総理大臣に変更されたことに伴い条例を改正するもの。

また、今回の改正に合わせ、粕屋町在宅心身障がい（児）者紙おむつ給付サービス事業実施要項から、マイナンバーを利用しなくなったことに伴い、該当項目を条例別表から削除するもの。

(質疑)

・具体的に示してほしい。

⇒総務省から内閣府に所管替えとなり、上位法の項が繰り下げられたため、法の参照場所が変更されたもの。内容に変更なし。通知先が変わるもの。

・施行日を 9 月 1 日に遡るのはなぜか。

⇒上位法の施行日が 9 月 1 日であり、それに合わせている。当町の事務に影響があつて遡るわけではない。

・条例改正が遅れた原因は。

⇒紙おむつの件については、要綱廃止時にすべきものだが、残務との都合もありしばらく残す場合があった。またこのためだけに、条例を改正するより、他の改正があつた際に合わせてした方が効率的であるため。

・総務大臣から内閣総理大臣に通知先が変わったことにより、町の事務は煩雑になったのか。

⇒実際、今回については町には影響がない。ただ、令和 5 年春を目途に国の法律に 1 本化される。今はその準備段階。

- ・通知先が内閣総理大臣になり、手続きが多くなることは無いのか。  
⇒町の提出先はもともと県であり、町としては変わらない。

(議員間討議)

- ・職員の努力はよく分かった。しかし、上位法であるデジタル法、マイナンバー法にはしっくりいかない部分があるので反対する。

(討論)

無し。

(採決)

賛成多数で原案どおり可決。

### 3) 議案第 70 号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

粕屋町固定資産評価審査委員会条例と粕屋町職員のサービスの宣誓に関する条例から、押印に課する項目を削除するもの。

(質疑)

- ・町の様式の中で、どの程度、何%廃止になったのか。また残っているのはどのようなものがあるのか。

⇒令和 3 年 12 月 1 日現在、はんこレス対象の文書が 1,282 件、うちはんこレス対応可能なものが 823 件、うち完了が 687 件。対応できないものとしては、他団体、事業所等で定められているもの、他団体等に提出しているもので先方の承認がいるもの、利用頻度が少なく優先順位的に手がついていないものなどがある。

- ・今後 ICT 化も進むので、必要性を十分検討し、はんこレスを進めていただきたい。

(議員間討議)

無し

(討論)

無し。

(採決)

全員賛成で原案どおり可決。

### 4) 議案第 80 号 工事請負契約の変更について

広田・二股瀬線道路舗装工事請負契約について、金額に変更が生じ議会の議決が必要となったもの。詳細は以下のとおり。

○契約金額 55,880,000 円⇒56,437,700 円

○変更内容

舗装工 2,920 m<sup>2</sup>⇒2,850 m<sup>2</sup>

安全費 (交通誘導員) 70 人⇒141 人

(質疑)

- ・交通誘導員が倍になっているが。現状認識が薄かったのか、それと

も警察の方針が厳しくなったのか。また最初の 70 人はどこから出てきたのか。

⇒工事がスパンごとの工事。その両サイドに配置するとして、町で算出した人数。それに日数をかけ 70 人とした。入札後、業者が決定し詳細が決まっていく中で、警察許可の段階で指示を受けての変更。

・倍違うということについて、町の判断は適当であったのか。

⇒町の方が設計の段階で、もう少し必要であるという判断できたかもしれない。通常片側交互通行の時は、これまで 2 名でしていたのだが、今回の工事については、両側にだけでなく、掘削区間や、直進側の手前に事前に止まるための島を作るなど、新たに指導があった。

・ここは嵩上げも行うのか

⇒嵩上げない。元の高さのまま。

・歩道の拡張に関して、道路を改良する際に歩道も含めて考えるということだったが、今回のような道路の改良で歩道を整備するということは考えていないのか。

⇒今回は舗装の打ち換えのみであり、道路拡幅等の改良工事ではない。

・歩道上の電柱を動かす工事は。

⇒それは九州電力の工事で、今回は車道側のみ。実施は年明けの予定と報告を受けている。

・今回、誘導員が倍になったということで変更契約をしていると思うが、例えば 70 名が 80 名とか少しの増員であれば、そのままの金額で業者をお願いするのではないのか。交通誘導員の単価も上がっているし、配置も厳しくなっているのであれば、設計の段階で警察とよく協議しておかないといけないのでは。業者が泣き寝入りということでは粕屋町の工事を請けてもらえなくなる可能性もあるのではないのか。

⇒事前には警察と協議を行っているが、警察の担当者が変わることで回答が変わることもあるというのが現状。今後はより細かく協議を進めたい。

・夜間工事でかなり音が発生しているようだが、住民への対応は。

⇒地元区に回覧でお願いするほか、HP への掲載、沿線の方には何度もチラシを入れるなどの対応を行っている。

・舗装工事は幅としてはどの範囲まで行っているのか。

⇒アスファルトの工事であり側溝は扱わない。

・各家への通路は確保されているのか。

⇒施工中の対応かと思うが、現在 1 層目を切削し、2 層及び路盤をその日のうちにやり替えるようにしている。そして最終的に 1 層目をする。それが 5 cm であるため、擦り付けを行い、白いスプレーでゼブラ状に色付けを行う。

・141 人が本当に従事したかの確認はどうされているのか。また、そ

の人数は妥当なのか。

⇒業者より出金伝票を提出させ確認している。今回施工体制ごとに警察から指示を受けたものを積み上げている。

・実際の現場の確認はされたのか。

⇒毎日夜間の確認をするわけではない。立会をする際に確認をしている。実際に現場に入っているのが11月29日からだが、その後立会は1回行っている。

(議員間討議)

・この道路の問題は通学路が危ないというのが原点としてあった。その改善は道路改良時にしかできないという答弁が度々あった。やはりここは歩道の改良を一緒に行うべきであった。拡幅しないとできないということもあるかとは思いますが、段差の改善などこの時期にこそできたのではないか。

・よい舗装をしていただきたいというほかない。喜んでいる。歩道の拡幅については以前よりお願いしており、この際にできればよかったが、南側に拡幅は難しく北側に道路を少し移動するなど、今後そういう機会を作っていただきたい。

・心配するのは町が契約したとおりに工事が進むのかということ。現地をしっかりと見て、厳しくチェックしていくべき。

・歩道も含め一緒に工事ができるのが望ましいが、拡幅には土地の買収が伴うので、地元はどこまで協力をしていただけるのかが大前提。地域でまとまって進まないと、所管課も踏み出せない。地域でしっかりとまとまる必要がある。

(討論)

無し。

(採決)

全員賛成で原案どおり可決。

5) 議案第 82 号 住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について

住居表示の実施区域及びその方法を定めるもの。

区域—都市計画道路井尻粕屋線の西側の内橋地区

方法—街区方式

実施予定—令和4年9月上旬

(質疑)

・多の津団地のみ、マンションの中を行政界が通っているが、改善はできないのか。

⇒町域を変えることは厳しい。郵便物に関しては現在郵便局とすり合わせをしている。まだ決まっていはいない。

・福岡市と協議はしているのか。

⇒正式にはないが、担当者間で電話でのやり取りをしている程度。

・多の津については境界を西側の水路あたりにするなど、福岡市と境界の協議はできないのか。

⇒住居表示はあくまでも建物に番号をつけるものであり、土地を分けるような事業ではないので、困難である。

・内橋西地区でサンライフ地区だけが残っており、表示にABCが使えないということだがその点はどういうことなのか。また多の津団地はどうか。

⇒サンライフについて、建物名称としてABCは残せるが、号のところにアルファベットは使えない。多の津については念を入れて説明し、回覧等でもお知らせしている。

・表示板の枚数は。

⇒今後、4月ごろからの現地調査で、街区の数を決め、その数により表示板を街区の境に設置する。各家につくものは1,100くらいで予定しているが、街区の区切りにより枚数は決定していく。

・区長には地域住民代表として説明していると思うが、地元への説明回答は実施されるのか。回覧板や広報では最後に地域住民の意見でひっくり返ることがあるのでは。

⇒住民説明会は前もって実施の予定。今回も申出はしているが要望はない。これから先も要望があれば実施する。

(議員間討議)

無し

(討論)

無し。

(採決)

全員賛成で原案どおり可決。

## 報告事項

### 1) 道路環境整備課からの報告

#### ・仲原川河川改修工事

河床の洗堀が原因でコンクリート矢板護岸の一部に傾きが確認されており、倒壊の危険性があるため護岸の改修工事を行い、併せて浚渫を行う計画にしている。令和3年度は最も倒壊の危険性が高い区間の改修を計画していたが、7月及び8月の指名競争入札において「配置でき技術者がいない」、「予定価格では金額的に折り合わない」という理由で入札不調になった。

現在、来年度の着手を見据え、計画の練り直しを行い、入札時期や設計を再検討の上、入札方法については一般競争入札で実施する予定。

なお、令和3年度はできるところからだけでも着手すべく、以下の工事を実施することとしたとのこと。

1. 工事名 仲原川河川改修(根固工)工事
2. 契約の方法 指名競争入札

3. 契約の金額 14,300,000 円  
4. 契約の相手方 有限会社 新恵商店 代表取締役 新恵 誠  
5. 工事場所 粕屋町大字仲原地内(工事長 L=113.3m)  
6. 工事の期間 令和3年11月8日から令和4年3月22日まで

#### 確認事項及び意見

・今回の工事は不調になったものとは場所が変わっている。不調になった工事に関し、調査設計委託の段階でどういう工事にするかまで決まっていたのか。その結果不調ということは、最初の設計の段階で算定が甘かったのではないか。不調に至った理由をもう一度説明いただきたい。

⇒調査設計については令和2年度に、工事のやり方も含め検討した。不調になった工法についてはブロック積の護岸。傾いているコンクリート矢板護岸をブロック積護岸にしていくもの。これについては、実績、経済性等も考えて一番いい方法であるというところで決定した。

しかし、結果的に令和3年度2回不調になっている。1回目の不調の理由は技術者が配置できないということで不調になり、2回目についてはこの設計金額では折り合わないということであった。

当然、技術者の不足はあり得るのかもしれない。河川工事のためできるだけ早く発注したいところであるが、工事に入れるのは10月降のため、他の県内、福岡市内で工事が行われていれば、技術者不足もあり得たのであろうと考えている。2回目では、発注が遅くなるため区域を狭めた。そして一番傾いているところを中心に、できるだけ受注もしやすいように区間を狭めて、地元業者を中心に発注をかけたが、予定価格の金額では受注できないとのことであった。

辞退届を見ると一言でしか書かれていないが、今後進めるに当たり、それだけで判断してもいけないと考えている。設計の段階がどうであったかというところから考えないといけない。まだ精査の途中だが、契約をとにかく早く、早期着手をしようと考えている。また、指名競争入札は業者の数が限られてくるので、広く門戸を開くためにも一般競争入札の準備も進めている。

工法についても、ブロック積護岸はできない工法ではないと思っているが、やはり現実的に現場を見ると護岸が傾いており、ブロック積護岸で施工すると一部ではあるが既設のコンクリート矢板を壊さないといけない、そういうところが引っ掛かっているのではないか。そういう意味では既設のコンクリート矢板を極力触らない工法でいきたいが、既設のコンクリート矢板護岸の前に新たな護岸を設置するしかない。その方法としてはまだ精査中であるが、鋼製矢板をコンクリート矢板の直前に打ち込む。ただ打ち込むにしても、振動を与えると近くに家屋が隣接しており影響を与える可能性があり、振動を与えない工法、圧入をしていくことでできないか精査をしているところ。



・あまりにも金額が折り合わないということになれば、何のための調査設計委託だったのかということになりかねない。実際に目の前の道も狭く、家が近くにあったなどというのは事前に分かっていたこと。実際、今年度の工事を下流側に移動するという事は、厳しく言えば一番危険な箇所の工事が結果的にできなかったということでは。

⇒令和2年度の調査設計を行った段階でも工法の比較はしている。しかし、前後区間ブロック積みでしてきた実績や、鋼矢板を圧入で打ち込むとなると倍以上の金額になることもあり、ブロック積み護岸という判断をした。

・川の地質が泥層で弱い。事前にボーリング調査等はされたのか。川の近辺の掘削調査はされたのか。

⇒今回の調査ではボーリング等を行っていないが、以前調査をしており、それをもとに設計を行っている。

・現地写真の護岸上に白いコンテナが4基あるが、これは一つ当たり5トン積載。合計20トンの重量がかかっている。これに護岸が耐えられるのか。また、工事に当たりこれを移設する場合、費用の負担などはないのか。

⇒現場を確認しコンテナの所在は把握していたが、そこまでの考えには及んでいなかった。この矢板は鋼矢板で傾きなどの変調は見られていないので、傾かないように根固めを行うもの。コンテナについては詳しく分からない。

・コンテナ内の物によっては、20トンでも100トンにでもなる。この地盤がどれだけ耐えられるのか設計者に相談してみるか、もしくはコンテナを移設していただくよう要望したほうがよいと思う。

・費用はかかるが、今後20年のスパンで全く問題が無いように工事を見直し、将来のためやれるときにしっかりとやっておくべき。急いでいるのは分かるが、原点に返り住民の生命、財産をしっかりと守るということと2度不調に終わっていることを踏まえて、再度、より強固な工事をする。そのうえで早くするということがよいと思う。

⇒来年度に着工できるよう準備を進めている。

#### 行政視察について

・日程表を配布、視察行程等を説明し、各委員の了承を得る。

・那珂川市への質問について、前回の委員会で意見を集めたものをまとめたが、もう少し質問内容を掘り下げる必要がある。その点は正副委員長に一任し、結果を各委員に提示し、追加意見があれば委員長に連絡するという事で各委員からの了承を得る。

・那珂川市の視察を踏まえ、1月下旬から2月初旬に、人口5万人を超えても町のままである広島県府中町に視察を打診する予定。また近隣の2つ目の視察先については、閉会中の所管事務調査で検討している内容の中から該当する自治体を選定することについて、各委員からの了承を得る。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長より、職員の随行については、所管が経営政策課の可能性があるので、経営政策課、もしくは議会事務局のみでもよいと考えているというとの発言があった。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">そ の 他</p>	<p>その他</p> <p>1) 常任委員会の年間スケジュールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長の私案として、次年度の年間スケジュール案が配布された。これは、11月に当初予算要望を常任委員会から提出する必要があるが、本来であれば、委員会で話し合い決定をする必要があると考え、6月から7月に次年度の準備として、次年度のテーマと視察先を検討し9月には決定するため、新たにスケジュールに組み込んだものである。</li> </ul> <p>2) 議会報告会での意見に基づく一般質問について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会報告会でいただいた意見に基づき、3名の議員に質問をしていた。今後委員会で継続して調査していきたいこともあり、委員長よりその内容を閉会中の所管事務調査に入れたいとの申し出がなされ、各委員とも了承を得る。</li> </ul>